

千運整第357号
千運登第595号
令和3年8月23日

一般社団法人
千葉県トラック協会会長 殿

関東運輸局 千葉運輸支局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、国土交通行政各般に渡りご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、昨年の交通事故による死者数は 2,839 人、負傷者数は 37 万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところです。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約 9 割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増しています。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要です。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で 6 割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

本運動は 1 年を通じて実施しているものですが、当運輸支局では、令和 3 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 ヶ月間を「自動車点検整備推進強化月間」として、関係機関等の協力のもと、別添の実施細目により、「自動車点検整備推進運動」を積極的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、貴傘下会員に対し、本運動の実施について適切にご指導をよろしくお願い申し上げます。また、本運動のポスターの掲示、チラシの備え付けにつきましても、特段のご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

